

## 議会運営委員会

令和 2 年 9 月 2 3 日（水）

午後 3 時 1 5 分開 会

○三鬼（孝）委員長　　こんにちは。

行政常任委員会、長時間のお疲れところ、議会運営委員会ということで御出席ありがとうございます。

議題につきまして、まず最初に、市長の御挨拶を。

○加藤市長　　委員の皆様には本日の行政常任委員会に引き続きまして、大変お疲れのところ、追加議案のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に追加させていただくのは、議案第 6 4 号、財産の取得について（教育用端末等調達）と、報告第 6 号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定について）の議案 1 件と報告 1 件です。

議案第 6 4 号、財産の取得について（教育用端末等調達）につきましては、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、教育を支える学校環境を実現するため、G I G A スクール構想に伴う児童・生徒用の教育用端末等学習環境を整備するため、財産を取得するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

また、報告 1 件につきましては、本年 6 月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法の規定により本定例会に上程するものであります。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

議題につきましては、先ほど市長から説明がありましたように追加議案、議案第 6 4 号財産の取得について（教育用端末等調達）、それから、報告第 6 号につきましては専決処分事項について（損害賠償の額の決定）でございます。よろしく願いいたします。

それでは、総務課長のほうから説明を求めます。

○竹平総務課長　　それでは、令和 2 年第 3 回尾鷲市議会定例会の追加議案につい

て御説明をさせていただきます。

お手元の議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号、財産の取得について（教育端末等調達）についてにつきましては、G I G A スクール構想に伴う児童・生徒用の教育用端末等の財産を取得するに当たり、予定価格が 2,000 万円を超えることから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得物件につきましては、タブレットなど 8 4 8 台ほか教育用端末でございます。契約の方法は随意契約で、この物品の購入については、9 月 1 7 日に条件付一般競争入札を行いました。第 1 回目、第 2 回目とも予定価格超過のため不落となりました。このため、地方自治法施行例第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、下記業者と随意契約による仮契約としたものでございます。

取得金額は 6,759 万 5,000 円税込み金額でございます。契約の相手方、三重県尾鷲市倉ノ谷町 2 番 1 0 - 1 0 3、株式会社誠文社尾鷲出張所所長、奥地祥希でございます。

続きまして、次に、2 ページをお願いいたします。

報告第 6 号、専決処分事項について、損害賠償の額の決定でございます。

詳細につきましては、4 ページを御覧ください。

事故の概要でございます。事故の概要といたしましては、6 月 1 1 日午前 1 1 時 5 4 分頃、環境課職員がクリーンセンターでし尿を搬出し、空車にて三木里の作業所へ向かう途中、一般国道 4 2 号、熊野尾鷲道路新八鬼山トンネルを走行中に落下物を踏み、ハンドル操作を誤り、道路施設の転落防止策に損傷を与えたことにより、復旧費としての損害賠償額が決定したことから、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございました。

ただいま総務課長から、議案第 6 4 号、報告第 6 号について御説明ありましたけれども、この件について何か御質問がありましたら御発言願います。

○三鬼（和）委員　　議案第 6 4 号、財産の取得についてなんですけど、先ほどの説明では、2 回の入札が不落であったというふうやけど、この契約金額、随意契約にした、2 回の不落、何をもってこういう形にしたかということをもう少し詳しく説明してください。

○竹平総務課長　不落につきまして、まず、第1回目、第2回目とも予定価格が超過することとなりました。そのことから地方自治法の施行例第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約をさせていただいたというものでございます。

○三鬼（和）委員　もう委員会でやる質問なんやけど、あれですか、差額は大分あったんですか。

○竹平総務課長　予算額といたしましては、6,762万7,000円でございます。予定価格については控えさせていただきたいと思います。

○濱中委員　損害賠償のところなんですけれども、これは100%市が持つべき額なのか。

というのは、道路の落下物って道路管理者の責任によるところもあるように聞かれますけれども、この場合は、例えば落下物を落とした人が特定できるとか、あと、そういった辺りも責任の分担というのはあったのかなかったか。その辺りの説明だけお願いしたい。

○竹平総務課長　ここに記載におきましては、一応聞き取りの中で、落下物を本人が踏んだという証言が確かにございました。ただし、そこで実際の事故の現場であった形の中で、じゃ、落下物は何であったのかという形の中で、もう既に国交省と中で片づけられておりまして、その分については不確定になっております。それと、これにつきましては道路施設の損傷復旧費の負担命令という形の中で道路法に基づいた中での確定でございます。

○三鬼（孝）委員長　他に。よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　よろしければ、この議案の取扱いについて事務局長より説明させます。

○高芝議会事務局長　それでは、ただいま説明がございました追加議案の取扱いについて説明させていただきます。

明日9月24日再開されます本会議におきまして、会議録署名議員の指名の後、議案第64号、財産の取得について（教育用端末等調達）を上程していただき、提案説明、質疑、委員会付託の後、本会議を休憩いたしまして、行政常任委員会を開催し、付託議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開していただき、今定例会で付託されている全議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただきます。

次に、報告第6号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）につきまして、報告、質疑を行っていただき、その後予定されております発議3件について上程後、採決を行い、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書の提出議案につきましては、大変申し訳ありませんが、本日午後5時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表案のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ただいま局長の説明がありましたけれども、何かありましたら御発言願います。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　それでは、第3回定例会の一般質問再放送について、局長のほうから。

○高芝議会事務局長　　報告させていただきます。

本定例会におきます一般質問のエリアワンセグの再放送につきましては、毎回翌週あたりをめどに実施させていただいておりますが、今回は来週及び10月の初旬に常任委員会の開催が予定されることもありまして、再放送のほうは10月の第2週または、第3週を予定させていただきたいと思っております。

なお、再放送の予定が確定次第、ハングアウトにてお知らせさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、これで議会運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。

（午後 3時25分 閉会）